



# BIARRITZ PARTNERSHIP FOR GENDER EQUALITY

ジェンダー平等アドバイザー評議会の声明



FRANCE  
BIARRITZ  
2019

## > 行動の呼びかけ

女性と少女は変革の強力な主体であるが、世界中で直面している差別や暴力のために、その力を最大限に発揮することができない。本評議会は、多数の国々に存続し、なおも増大している女性と少女の権利に対する脅威やバックラッシュ（反動）に関して大きな懸念を表明するとともに、このような後退に対して一部の政治的指導者の重大な責任を非難する。

その一方で、勇気ある女性や少女たちの行動が沈黙を破り、強く断固とした行動が急務であることを明らかにした。G7各国には、人類の利益のために、女性と少女の権利を推進する特別な責任と、その影響力を行使する力がある。これは女性の問題ではなく皆の問題である。本評議会は、女性や少女が日々、勇気を持って生きているように、**G7各国の各首脳にも、勇気をもつよう求める。**

立法は、これが包括的であり、実施され、資金の裏付けがあり、制裁措置とインセンティブで監視されている限り、変革のための強力な手段となる。2019年のジェンダー平等アドバイザー評議会では、2018年の本評議会の作業を踏まえて、立法のパッケージについて取り組みがおこなわれた。本評議会は、すべての国、特にG7メンバー国に対し、男女の不平等を過去の歴史とするために法的枠組みを改善し、その実施条件を保証することを要請する。

さらに本評議会は、各国に対し、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）」、「イスタンブール条約、2019年6月に採択されたILO「暴力とハラスメントの根絶に関する条約」を含むすべてのジェンダー平等に関連する基準を批准するとともに、これらの法律文書のあらゆる留保条件をすべて撤回するよう要請する。

本評議会はまた、G7の各首脳に対し、ジェンダー平等および女性と少女のエンパワメントをすべてのG7協議において独立したテーマとし、すべての討議および審議分野に統合することを確実におこなうよう勧める。本評議会は、各首脳がその財政的・政治的権力を行使し、国際協力を強化することによって、ジェンダー平等をさらに推進し、また人道援助および国際開発に対するドナーのアプローチを通して、これを世界および国内の課題の中心に据えるよう要請する。

本評議会は、G7各国に対し、フェミニスト外交政策を確立するとともに、外交政策および政府の開発援助、並びに多国間機関への国家の貢献において、ジェンダー平等を優先事項とするよう要請する。本評議会はまた、国内予算および開発援助において、ジェンダー平等、並びに女性団体および市民社会組織に割り当てる財源を増やし、国民総所得（GNI）の

0.7%を政府の開発援助に充てるという約束を守ることをG7に要請する。

G7がアフリカを戦略的パートナーと認定していることから、本評議会は、G7各国の首脳に対し、アフリカの女性と少女への強力な支援を要請する。本評議会はまた、開発援助において女性の参加と経済的エンパワメントを優先し、女性と少女の健康、学習、および金融システムへの参加のための支援を増強するようG7に要請する。これには言葉以上のものを要し、すべての政府および市民が協力し、法律を策定し、障壁を取り除き、女性と少女の参加を念頭に置いた計画を提供するという取り組みが必要となる。

本評議会は、各国首脳に対し、女性の権利団体を財政的に支援するとともに、フェミニストや草の根の団体をも含めた、女性や少女たちと有意義な協議をおこなうよう要請する。有意義な協議なしに、法的枠組みを整備し、実施し、評価するべきではない。

本評議会は、すべての国、特にG7メンバー国に以下のことを要請する。

- 1 差別的な法律を特定して廃止する、および／または、差別的な条項を修正する。これには、依然としてこれが存在しているG7メンバー国も含まれる。
- 2 ジェンダー平等を推進する進歩的な法的枠組みを採用し、実施する。本評議会は、G7首脳およびG7非メンバー国に対し、自国で最低1つ、できれば複数の法律を採択して実施し、既存の法律を強化して、次回G7サミットの前にこの立法プロセスを開始する取り組みをおこなうよう勧める。
- 3 これらの法的枠組みの実施に必要な資金を確保する。市民社会への支援など、強力な説明責任と統治メカニズムに資金を投入する。
- 4 合意に基づいた、期間を設定した指標によって進捗状況を測定し、報告する。

1. 本評議会は独立した組織である。政府の代表者らは、審議会およびG7参加国としての二重の役割で推奨をおこない、かつ受領することの本質的な課題を認識しており、この報告書を、承認された推奨の政府文書とはみなしていない。

本評議会はまた、ジェンダー平等の行動およびコミットメントに関するG7の実績を継続的に追跡して年次報告をおこなって、2025年までにG7各国、閣僚、および代表団で男女同数（パリテ）を達成するために、明確な指標を用いた説明責任の枠組みを定義するようG7に要請する。

本評議会は、公共政策、および女性と少女への影響を、測定し、調整し、評価するために、国内外のジェンダーに関するすべてのG7コミットメントについて、説明責任の枠組みを採用するよう各首脳に推奨する。G7期間中に取られたすべての措置は、これらの説明責任の枠組みに統合されるべきである。

## > 教育と健康

公平で質の高い教育と健康は、ジェンダー平等や女性の経済的エンパワメント、また福祉全般と繁栄にとっても中心となる基本的人権である。本評議会は、各首脳に対し、法的枠組み、政策および計画を通じて、以下を実施することを保証するよう要請する。

- 安全かつ確実に支援的な学習環境のもとで、すべての子どもたちを対象とした12年間の無償で質の高い義務教育
- より強いジェンダーの視点をもったユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
- ジェンダーに配慮した包括的な教育および保健システム。これにはこれらの部門間の連携も含まれる。

さらに、国連やその他の多国間フォーラムで明示されているように、G7各国は、女性と少女の権利およびジェンダー平等へのコミットメントについて、進捗状況を報告し、説明責任を果たすべきである。

ピアリッツ・パートナーシップの枠組みにおける法のコミットメントについては、本評議会は、専門家による独立した審査プロセスを通じて、当該分野の進展を監視するSDG指標（持続可能な開発目標指数）5.1.1のモニタリングとの相乗効果を追求することを推奨する。

- 児童婚、差別、学校関連のジェンダーに基づく暴力の撤廃
- ジェンダー・ステレオタイプや偏見なしに、未来の仕事のための能力とスキルを伸ばす機会
- 未来の仕事に関連するカリキュラムの開発
- 学校内、および学校外の環境での、包括的な性教育および健全な人間関係教育の提供
- 全レベルにおいて、すべてのジェンダーの訓練を受けた教師および医療従事者の増員
- 現代的な避妊具や安全な中絶に関する情報やサービスへのアクセスなど、性および生殖に関する健康と権利の享受

## > 経済的エンパワメント

経済への女性の平等な参加を確保することはエンパワメントに不可欠であり、包括的な経済成長およびグリーン成長を促進する。本評議会は、各首脳に対し、自国の法的枠組みを通じて以下のことを確実に起こすよう要請する。

- 女性はすべての金融サービスに平等にアクセスできる。
- 女性は資産を所有する権利をもつ。
- 経済的意思決定への女性の参加を、クォータ制などの特別措置によって促進する。
- 無報酬のケア労働は、男女間で平等に認識され、削減され、再分配される。
- ひとり親を含むすべての労働者に対し、有給の育児休暇、および質の高い手頃な料金の保育へのアクセスが確立されている。

- インセンティブと制裁措置を定めた、より積極的な均等賃金法が採用されている。
- ハラスメント、差別、性差別主義のない職場環境が保証されている。
- 資金、市場、研修へのアクセスの拡大を通じて、女性と少女の起業家精神を促進する。

本評議会は、G7メンバー国に対し、女性と少女たちへのSTEM（科学、技術、工学、数学）教育、研修、研究、および雇用、特にデジタル技術と人工知能へのアクセスを促進するよう要請する。

## > ジェンダーに基づく暴力の撤廃

国家には、ジェンダーに基づく暴力行為を終わらせる責任がある。強力で包括的な法的枠組みがこの取り組みの基盤である。本評議会は、各首脳に対し、以下のような法的枠組みを確保するよう要請する。

- ジェンダーの不平等から、ジェンダー・ステレオタイプや社会規範（男らしさというすべてのジェンダーに有害な観念も含む）まで、ジェンダーに基づく暴力の根本的な原因を撤廃する暴力予防措置を網羅する。
- 女性と少女に対する暴力は、決して個人的な問題ではないことを明確にする。これは国家の対応と責任説明を要する公の問題である。名誉、情念、家族の団結の維持、文化または宗教によって、これが正当化されることは決してあり得ない。このような理由、また、他のいかなる理由によるものであっても、不処罰は終わりにしなければならない。
- 同意のない性交は強姦であることを認識し、同意の原則を確立する
- サバイバーに包括的な支援サービスを提供する。これには、性と生殖に関する健康、住居、休職、経済的援助、および司法へのアクセスが含まれる。
- 役務提供者および最初に対応する者、特に法執行機関および医療従事者に研修を行うようにする。事案は、サバイバーのニーズと権利を軸とする専門機関を通じて、遅滞なく優先的に取り扱うべきである。
- アクセス可能で適切な司法および治安機関を通して、効果的な捜査および訴追を可能にするとともに、サバイバー

を汚名と報復の恐れから保護して、暴力の加害者の実効的な訴追と有罪判決が確実におこなわれるようにする。

本評議会はまた、G7と他の世界的指導者らに対し、以下の二つの重要な問題に取り組むよう要請する。

• **レイプの賠償。**説明責任は強姦を防ぐために最も重要なことであり、公正な裁きは癒しの過程である。これはまた、刑務所での罰として、また紛争地域では戦争の武器として強姦を用いる政権に対する極めて重要な抑止力でもある。我々は、G7メンバー国に対し、サバイバーに全体的なケアを提供する予防センターの設立に資金を提供するよう要請する。これもまた、各参加国の外交、開発、および人道支援の政策の優先事項とすべきである。我々はG7各国に、サバイバーのための世界基金を設立するよう要請する。

• **オンライン暴力。**我々は、我々の生活とプライバシーが何の規制もないプラットフォームによって使用され、濫用され、拡散されるという新しい世界に入りつつある。これがサイバー時代であり、その規制は急務となっている。我々は、あらゆるサイバーハラスメント、リベンジ・ポルノ、およびサイバーいじめに対処し、防止し、禁止するための法律の制定を呼びかける。我々は、G7メンバー国に対し、一連の法律および規範を採択して各国政府が緊急に施行し、すべてのソーシャルメディアネットワークおよびプラットフォームで効果的に運用されるよう要請する。

## > 差別との闘い、政策における完全なジェンダー平等の確実な実施、および公的生活における女性の完全な参加

本評議会は、G7各国内をも含む、持続的で時に増大する差別および不平等の存在に注目し、各首脳に対し、その根本的な原因に取り組み、ジェンダー平等をすべての公共政策と計画に完全に統合することを要請する。

これは次のことを意味している。

- ジェンダー・ステレオタイプと闘うこと、および文化的規範と負担の変革を目的とした法律と措置を確立する。これには法律に明記された勇気ある政策と野心的な手段を伴うべきである。
- 差別的な法律の撤廃
- 方針／計画、執行および監視のメカニズム、財源の配分など、ジェンダー平等を推進、執行、監視するための法的枠組みを整備する。

本評議会は、少なくとも、ジェンダーに基づく差別撤廃の法的枠組みを確立することを推奨する。

- 女性や少女に対する直接および間接の差別を禁止する（平等または無差別に関する憲法の規定に違反する慣習法および家族法は無効にすべきである）。

• 居住地や職業を選択し、身分証明書を取得し、パスポートを申請する権利を含めた法的能力に対する平等な権利を保証する。

• 市民および家族の問題に関する平等な権利を保証する。これには、結婚する権利、離婚を求める権利、婚姻中および結婚後に子どもの法定後見人となる権利（子どもまたはパートナーの安全または安寧が危険にさらされる場合を除く）、並びに配偶者と子どもに市民権を授与する権利が含まれる。

• 法的な例外なく、最低結婚年齢を18歳に設定する。

• 政治における女性のための過渡的なクォータ制等、公職および政治職への平等な権利とそのアクセスを保証する。

• ジェンダーに基づく差別の苦情を受け付けるための独立した専門機関を設立する。

• ジェンダー統計の作成を要求する。

• ジェンダーの視点に立った予算編成や市民社会への支援など、強力な説明責任と統治メカニズムを促進する。